養護老人ホーム瀬野川ホーム運営規程 外部サービス利用型(介護予防)指定特定施設入居者生活介護

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈楽福祉会が設置する養護老人ホーム瀬野川ホーム(以下「事業所」という。)において実施する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 [外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護] 事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定施設入居者生活介護 [指定介護予防特定施設入居者生活介護]の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定特定施設入居者生活介護 [指定介護予防特定施設入居者生活介護] を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定特定施設入居者生活介護においては、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防 に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当 適切に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、下記の受託居宅サービス事業者〔受託介護予防サービス事業者〕 にサービス提供に関する業務を委託するとともに、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努め、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(受託居宅サービス事業者の名称及び所在地)

(1) 訪問介護、予防訪問事業

事業者名:あきなかの訪問介護事業所 所在地:広島市安芸区中野三丁目9番5号

(2) 訪問看護、介護予防訪問看護

事業者名:安芸地区医師会 訪問看護ステーション

所在地:安芸郡海田町栄町5番13号

(3) 通所介護、予防通所事業

事業者名:デイサービスセンター安芸中野 所在地:広島市安芸区中野三丁目9番5号

事業者名:デイサービスセンターれんげ 所在地:広島市安芸区中野三丁目9番6号

事業者名:時計台デイサービスセンター

所在地:広島市安芸区中野東六丁目3番36号

- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従 業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定特定施設入居者生活介護 [指定予防特定施設入居者生活介護] の提供にあたっては、介護 保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ 有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 養護老人ホーム瀬野川ホーム
- (2) 所在地 広島市安芸区中野東二丁目34番1号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤専従)

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1名(非常勤 1名)

計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

(3) 生活相談員 1名(常勤 1名)

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会 生活に必要な支援を行う。

(4) 介護職員 1名(常勤換算1名以上)

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

なお、介護職員は、要介護者〔要支援者〕の指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定

施設入居者生活介護〕の提供を行うが、要介護者〔要支援者〕のサービス利用に支障がないときは、要介護者〔要支援者〕以外の入居者にサービスの提供を行う。

(入居定員)

第5条 入居定員は、50名以内とする。(2人部屋23部屋、4人部屋1部屋)

(利用料等)

第6条 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、その サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の 支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額 とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に 応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

- 3 その他、指定特定施設入居者生活介護 [指定介護予防特定施設入居者生活介護] において提供 される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担すること が適当と認められるものについて実費を徴収する。
- 4 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の利用料 (個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供の開始に際し、 あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明 した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で 説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

- 第7条 入居者は、次のような場合に介護専用居室及び一時介護室に入居し、事業の提供を受けること ができるものとする。
 - (1) 要介護認定の結果、要介護及び要支援の判定が行われ、利用者が介護専用居室への入居を 希望した場合
 - (2) 利用者の心身の状況により、管理者が当該利用者を一時介護室において介護することが必

要と判断し、利用者の同意を得た場合

(3) その他入居契約書及び重要事項説明書に定める場合

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第8条 入居にあたっては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の 勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認 められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居及び指定特定施設入居者生活介護〔指 定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に関する契約を文書により締結するものとする。
 - 2 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら 必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その 他の適切な措置を講ずる。

(衛生管理等)

- 第9条 事業所は、入居者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置 を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催する とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応方法)

- 第 10 条 従業者は、指定特定施設入居者生活介護 [指定介護予防特定施設入居者生活介護] の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 事業所は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第 11 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、 防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必 要な訓練を行うものとする。
 - 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

- 第 12 条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
 - 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(苦情処理)

- 第 13 条 事業所は、指定特定施設入居者生活介護 [指定介護予防特定施設入居者生活介護] の提供に 係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものと する。
 - 2 事業所は、指定特定施設入居者生活介護 [指定介護予防特定施設入居者生活介護]の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕 に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健 康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を 行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第 14 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる ものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる

ものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第 16 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護 職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 17 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下 「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとす る。
 - 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第 18 条 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に 対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護 [指定介護予防特定施設入居者生活介護] の 提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言 動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に関する 記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈楽福祉会と事業所の 管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1. この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2. この規程は、平成21年 4月1日から施行する。
- 3. この規程は、平成22年 3月1日から施行する。
- 4. この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
- 5. この規程は、平成28年 4月1日から施行する。
- 6. この規程は、平成30年 8月1日から施行する。
- 7. この規程は、令和 2年 4月1日から施行する。
- 8. この規程は、令和 2年 8月1日から施行する。
- 9. この規程は、令和 3年 1月1日から施行する。
- 10. この規程は、令和 4年 4月1日から施行する。
- 11. この規定は、令和 4年 10月1日から施行する。
- 12. この規程は、令和 6年 4月 1日から変更する。